

令和8年11月1日執行
茅ヶ崎市長選挙

候補者のしおり

茅ヶ崎市選挙管理委員会

はじめに

この「しおり」は、令和8年11月1日執行の茅ヶ崎市長選挙において、候補者となるための
手続、候補者として行わなければならない各種の届出、選挙公営に関する申請（ただし、選挙運
動用自動車及び選挙運動用ポスター並びに選挙運動用ビラの公費負担に関することについては、
別冊「公費負担のしおり」を参照してください。）及び立候補に際して交付される諸物品について
注意していただきたい事項等をまとめたものです。

各種の届出、申請及び法令の解釈等に疑問の点がありましたら、選挙管理委員会へお問い合わせ
ください。

なお、選挙運動関係の解説についてはこの「しおり」では省略してありますが、公職選挙法を
はじめとした各種法令及び条例を遵守していただくとともに、参考資料として、別にお渡しした
「地方選挙早わかり」を参照してください。

令和8年9月

茅ヶ崎市選挙管理委員会

凡 例

法 公職選挙法（昭和25年法律第100号）

令 公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）

規則 公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）

執行規程 公職選挙法令執行規程（昭和31年茅ヶ崎市選挙管理委員会告示第29号）

政規法 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）

公報条例 茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する条例（昭和39年条例第40号）

公報規程 茅ヶ崎市選挙公報の発行に関する規程（昭和57年茅ヶ崎市選挙管理委員会告示第8号）

ポス掲条例 茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する条例（昭和60年条例第21号）

ポス掲規程 茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙におけるポスター掲示場の設置に関する規程（昭和61年茅ヶ崎市選挙管理委員会告示第2号）

公費負担条例 茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年条例第12号）

公費負担規程 茅ヶ崎市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例施行規程（平成6年茅ヶ崎市選挙管理委員会告示第9号）

目 次

第一 総 括	ページ
1 選挙の日程（抄）	1
2 定 数	2
3 選挙に関する届出等の時間	2
4 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所	2
5 立候補届出日（１０月２５日）の届出場所及びくじ施行場所	2
6 代理人が届け出る場合の留意点	2
第二 候補者となるためには	
1 候補者としての資格	4
2 立候補届出手续	5
3 立候補届出をしたときに交付される諸物品等	7
4 立候補と同時にあるいはその後に届け出る事項	7
5 立候補届出書類の事前審査	8
第三 候補者となってから	
1 選挙事務所	8
2 選挙運動用自動車・船舶及び拡声機	9
3 選挙運動用通常葉書	10
4 選挙運動用ポスター	11
5 選挙運動用ビラ（新規）	12
6 新聞広告	12
7 公営施設使用の個人演説会	13
8 街頭演説	14
9 選挙公報	15
10 文書図画の撤去及び交付物品の返却	15
第四 選挙運動用費用	
1 出納責任者	16
2 選挙運動費用支出制限額	16
3 寄附の禁止等	17
4 会計帳簿及びその記載要領	18
5 収支報告書の提出と記載要領	20
6 収支報告書の公表と保存	21
第五 当選告知・当選証書の付与・供託物の返還	
1 当選の告知	21
2 当選証書の付与	22
3 供託物の返還	22
《付 録》	
候補者のする各種届出等一覧表	23
収支報告書の記載例	25
領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書の記載例	33

振込明細書に係る支出目的書	3 4
委任状	3 5

第一 総括

1 選挙の日程（抄）

月 日	曜日	事 項
9月18日	金	立候補予定者事前説明会 (午後1時30分から 茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1・2)
9月24日 ～ 10月23日	木 金	立候補関係書類の事前審査期間 (公費負担、選挙公報掲載文の原稿も含む。)
9月28日	月	ポスター掲示場設置場所一覧表及び図面の交付 (交付部数：一覧表5部、図面2部)
10月25日	日	選挙期日の告示 ① 立候補届出受理 (午前8時30分から受付を開始し、午後5時をもって締め切ります。) ② 選挙公報掲載申請の受理 (午前8時30分から受付を開始し、午後5時をもって締め切ります。) ③ 選挙事務所設置届の受理開始 ④ 出納責任者選任届の受理開始 ⑤ 選挙立会人選任届の受理開始 ⑥ 報酬を支給する者の届出の受理開始 ⑦ 公営施設使用の個人演説会開催申出の受理開始 ⑧ 選挙運動用ポスターのポスター掲示場へ掲示開始 ⑨ 公費負担届出書類受付 ⑩ 氏名掲示・選挙公報の掲載順序のくじ施行
10月26日	月	期日前投票開始 期日前投票所は、次の5箇所です。()内は、投票時間 ・市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ(午前8時30分から午後8時) ・小和田公民館講義室(午前9時から午後7時) ・香川公民館講義室(午前9時から午後7時) ・ハマミーナまなびプラザ2階会議室(午前9時から午後7時) ・ラスカ茅ヶ崎6階ホール(午前10時30分から午後8時)
10月27日	火	公営施設使用の個人演説会開始
10月29日	木	選挙立会人選任届出期限(午後5時受付締切り) 補充立候補届出期限(欄外「注」参照) 選挙立会人のくじ施行
10月31日	土	選挙運動最終日 期日前投票最終日
11月1日	日	投票日(投票は午前7時から午後8時まで) 選挙会(開票)(午後8時50分から茅ヶ崎市総合体育館で行います。)

月 日	曜日	事 項
11月2日	月	当選人の告知及び告示
11月3日	火	当選証書の付与 午後1時30分から茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1・2でお渡しします。
11月16日	月	選挙運動費用収支報告書（第1回分）提出期限

注）10月25日に届出のあった候補者が定数を超えていた場合で、10月26日以後10月29日までに候補者が死亡し又は候補者たることを辞したものとみなされたときは、10月29日午後5時まで補充立候補の受付を行います。（法86の4）

2 定 数

選挙すべき定数 1人

3 選挙に関する届出等の時間

選挙についての、選挙管理委員会、選挙長及び投票管理者に対してなされるすべての届出、請求、申出、その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければなりません。（法270）

しかも、これらの届出等の効力は、到達主義をとっていますから、諸届出等は、締切日（期限）より早めに提出してください。

なお、諸届等については、付録「候補者のする各種届出等一覧表」を参照してください。

4 選挙長及び選挙長の職務を代理する者の氏名並びに職務を行う場所

(1) 職氏名

選挙長 小川 茂子 選挙長職務代理者 米山 清

(2) 職務を行う場所

10月25日（立候補届出日）は、茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1・2

5 立候補届出日（10月25日）の届出場所及びくじ施行場所

茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室1・2

6 代理人が届け出る場合の留意点

(1) 手続きについて

原則、選挙に関する各種届出等は、その届出（作成）名義人が届け出るものとなっています。

なお、届出（作成）名義人本人以外の者（以下「代理人」といいます。）が届け出る場合には、届出（作成）名義人本人と代理人との間の委任関係を確認する場合があります。

委任関係の確認は、原則委任状（別添）により行いますが、代理人が届け出る場合の届出書ごとの委任状の要否は3～4ページのとおりで。委任関係が確認できない場合は、ただち

に書類の受け付けができない場合がありますのでご注意ください。

(2) 代理人が届け出る際に委任状が必要な書類について

ア 候補者に係る事項

No.	届出書類の名称等	届出（作成） 名義人	代理人が届け 出る場合の 委任状の有無	備考
1	候補者届出書（添付書類含む）	候補者	不要	注 1
2	通称認定申請書（通称使用を申請する場合のみ必要です。）（添付書類含む）	同上	不要	注 1
3	選挙事務所設置・異動（廃止）届	同上	必要	注 2
4	選挙運動用ビラ届出書	同上	必要	注 2
5	選挙運動用ビラ証紙交付票（同ビラ証紙交付申請）（立候補届出手続き後に同書類を交付します。）	同上	必要	注 2
6	（公営施設を使用する）個人演説会開催申出書	同上	必要	
7	選挙公報掲載申請書	同上	必要	注 2
8	出納責任者選任（異動）届出書	同上	必要	注 2
9	報酬を支給する者の届出書	同上	必要	注 2
10	選挙立会人となるべき者の届出書兼承諾書	同上	必要	注 2
11	選挙運動費用収支報告書	出納責任者	必要	
12	公費負担関係届出	公費負担関係届出については、別に配付する「公費負担のしおり」をご確認ください。		

上記に関わらず、いずれの届出書類も届出（作成）名義人の署名がある場合は、代理人が届け出る場合であっても委任状の提出は不要ですが、当該届出書類を代理人の署名で訂正する場合は委任状の提出が必要です。

届出者が届出（作成）名義人本人であるか代理人であるかに関わらず、また委任状の要否に関わらず、来庁者の本人確認書類をご提示いただく場合がございますので、届け出の際は必ず本人確認書類をご持参ください。

なお、代理人が届け出る場合で、届出（作成）名義人本人との委任関係が確認できない場合、書類を受け付けることができない恐れがありますので、ご注意ください。

※ 備考

注 1 候補者届出書の欄外「通常の活字・書体にて可」の部分に届出（作成）名義人の押印または署名が必要なことから、委任状は不要としています。

注 2 立候補届出会場において、立候補届出手続きに引き続き届け出る場合は委任状は不要です。

イ 候補者に係る事項

本人確認書類は、官公署等が発行した免許証や許可証等をお持ちください。本人確認書類

の例を提示すると、マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、その他官公署等が発行した証明書等が挙げられます。

第二 候補者となるためには

1 候補者としての資格

(1) 被選挙権があること

日本国民であって、年齢満25年以上の者で、次の欠格事項に該当しない者でなければ、候補者となることができません。

(法10-1⑤, 11-1・2, 11の2, 政規法28)

◆欠格事項

- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- ・禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く）
- ・公職にある間に犯した刑法第197条から第197条の4までの罪（収賄罪）又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- ・選挙等の犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者並びに法第252条の規定により選挙権及び被選挙権を停止されている者
- ・政規法第28条の規定により選挙権及び被選挙権の停止中の者
- ・特例法第17条第1項から第3項までの規定により被選挙権を停止されている者

(2) 連座制の適用による立候補制限

法第251条の2又は第251条の3の規定により連座制の適用を受けた者は、その連座裁判の確定等の日から5年間対象となった選挙と同じ選挙で候補者となることができません。

(3) 重複立候補の禁止

一の選挙において公職の候補者となった者は、地域と選挙の種類を問わず、同時に他の選挙の候補者となることはできません。（法87）

(4) 選挙事務関係者及び公務員の立候補制限

ア 投票管理者及び選挙長は、在職中はその関係区域内で候補者となることができません。（法88）

イ 国又は地方公共団体の公務員又は行政執行法人、特定地方独立行政法人の役員若しくは職員は、一部の例外を除き現職のまま立候補することができません。

もし、これらの者が立候補すれば立候補届出を受理されたと同時にその公務員たることを辞したものとみなされます。（法89, 90）

(5) 茅ヶ崎市と請負関係にある場合の注意

茅ヶ崎市と請負関係にある者が立候補し、当選した場合には、当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を有しなくなった旨を茅ヶ崎市選挙管理委員会に届出しないときは、当選の効力を失いますのでご注意ください。（法104）

2 立候補届出手続

(1) 必要な書類

ア 候補者届出書（本人届出）又は候補者届出書（推薦届出）

推薦届出の場合は、次に述べるイ、ウ、エ、及びオのほか『候補者推薦届出承諾書』及び推薦届出者の『選挙人名簿登録証明書』（茅ヶ崎市の選挙人名簿に登録されている旨の選挙管理委員会委員長の発行する選挙人名簿登録証明書）が必要です。

イ 供託証明書

- (7) 供託金として、市長の場合100万円の現金又はそれに相当する額面の国債証券を供託しなければなりません。（法92）

なお、供託は、本人届出の場合は候補者となろうとする者の名義で供託することとなりますが、推薦届出の場合は推薦届出者の名義で供託することが必要です。

- (4) 供託証明書は、供託をした法務局で交付します。

なお、法務局が、供託金を払い込むべき日本銀行の支店又は代理店を指定したときは、当該支店又は代理店に供託金を払い込まないと供託の効力が生じませんのでご注意ください。

- (7) 茅ヶ崎市を管轄する供託所は、**横浜地方法務局湘南支局**です。

（所在地） 藤沢市辻堂神台2丁目2番3号 電話 0466-35-4620

◆供託は、選挙の告示日前であっても、することができます。

ウ 宣誓書（候補者となることができない者でない旨の宣誓書）

被選挙権のあること、重複立候補をしていないこと及び茅ヶ崎市長選挙において候補者となることができない者でないことを宣誓していただくものであり、必要不可欠の書類です。（法86の4-4）

エ 所属党派証明書

無所属の方は必要ありませんが、その場合、「ア」の届出書の党派欄に「無所属」と記載しなければなりません。（法86の4-4）

オ 戸籍の謄本又は抄本（令89-2） 令和8年7月以降発行のもの。

カ 通称認定申請書

- (7) 本名（戸籍名）に代えて通称を使用したい場合に限り立候補届出と同時に申請します。

- (4) 「通称使用」とは、選挙管理委員会が告示し、又は作成する文書等において、本名（戸籍名）に代えて記載又は使用する次の①から③までの場合をいいますが、この場合には、選挙長に対して「通称認定申請」を行う必要があります。

① 戸籍簿に記載された氏名が常用漢字にない文字である場合に、これを常用漢字にあてて記載してもらいたい場合

② 戸籍簿に記載された氏名が漢字である場合に、これをかな書きで記載してもらいたい場合

③ 戸籍簿に記載された氏名（戸籍名）によらず、他の氏名を使用してもらいたい場合

- (7) 申請する場合において、①及び②の場合については、『通称認定申請書』のみで足りませんが、③の場合に本名（戸籍名）に代わるものとして広く通用していることを説明

し、そのことを証するに足る資料の提示（添付）が必要です。

◆ 「広く通用していることを証する資料」とは、通称使用したい氏名によりなされている著書、新聞記事、公の機関の発行した文書、名刺、葉書又は手紙等の信書など社会的に広く通用している実績を示すもの。

通称使用が認められますと、次の事項については全て通称で記載されることになり、候補者も通称を使用しなければなりません。

なお、投票の効力判定と通称使用の有無とは、関係はありません。

(Ⅰ) 通称名で記載され、又は使用しなければならない事項

- ① 立候補届出の告示 ② 新聞広告
- ③ 選挙公報 ④ 投票記載所の氏名等の掲示
- ⑤ 期日前投票所及び選挙管理委員会委員長の管理する不在者投票場所の氏名等の掲示

◆ ①から⑤以外のもの、例えば、選挙運動用ポスター、ビラ、立札、看板等に本名（戸籍名）あるいは通称のいずれかを使用するかは、通称認定申請にかかわらず候補者が自由に決められます。

(2) 立候補届出の日及び届出先

ア 届出の日 10月25日（告示の日）

◆ 万一、候補者であることを辞退する場合も同日限りです。（法 86 の 4-10）

イ 届出の時間 午前8時30分から午後5時まで受け付けます。（法 270）

ウ 届出先 選挙長に対して届け出なければなりません。

茅ヶ崎市役所本庁舎 4階会議室 1・2

(3) 立候補届出の受付方法

立候補届出の受付は、10月25日午前8時30分から開始しますが、当日の受付の順序は次の方法により決定します。

ア 受付の順序を決めるくじ

午前8時30分までに立候補届出に必要な書類を持参した届出者については、次の予備くじ及び本くじを引き、受付の順序を決めます。

(7) 「予備くじ」・・・本くじを引く順序を決めるくじをいいます。

なお、予備くじは到着順に引いていただきます。

(4) 「本くじ」・・・立候補届出の受付順序を決めるため、予備くじの結果の順序により引くくじをいいます。

イ 立候補届出の受付

アによって受付の順序が決まると、この順序によって立候補届出の受付を開始します。

◆ 10月25日の午前8時30分までにおいでにならなかった方又は届出書類がそろっていない方は、くじを引いた方たちの後に受け付けます。
したがって、これらの方は、その到着順序によって受付を行うことになります。

3 立候補届出をしたときに交付される諸物品等

(1) 物品、証明書等

ア	自動車・船舶用表示板	．．．．．	※1枚
イ	拡声機用表示板	．．．．．	※1枚
ウ	標 旗	．．．．．	※1流
エ	乗車・乗船章（腕章）	．．．．．	※4枚
オ	選挙運動員章（腕章）	．．．．．	※11枚
カ	候補者用通常葉書使用証明書	．．．．．	1枚
キ	選挙運動用通常葉書差出票	．．．．．	40枚
ク	新聞広告掲載証明書	．．．．．	2枚
ケ	選挙運動用ビラ証紙（届出があった場合）	．．．．．	16,000枚
コ	選挙運動費用支出制限額告知書	．．．．．	1枚

(2) 諸用紙等（事前説明会にて配付しています。）

別紙、「立候補予定者説明会交付資料」参照

◆ これらの交付物品等を汚損又は破損して使用に耐えないときは、再交付申請書（用紙は、選挙管理委員会にあります。）を提出して、その物品と引き換えに再交付を受けてください。

ただし、候補者用通常葉書使用証明書、選挙運動用通常葉書差出票及び新聞広告掲載証明書は原則として再交付しませんから十分注意してください。

なお、数量表示の前に※印のあるものは、選挙終了後、返却していただきます。

4 立候補と同時にあるいはその後に届け出る事項

(1) 選挙事務所設置・異動（廃止）届

(2) 出納責任者選任（異動）届出

出納責任者を選出した場合は、直ちに選挙管理委員会へ届け出なければなりません。推薦届出者が出納責任者を選任した場合は、候補者の承諾書を添えなければなりません。

また、出納責任者に異動があった場合も直ちに届け出なければなりません。

（法 180-3・4, 法 182）

(3) 公営施設使用の個人演説会の開催申出

公営施設を利用して個人演説会を開催しようとする場合は、開催しようとする期日の前2日までに選挙管理委員会へ申出なければなりません。（法 163, 令 112）

(4) 選挙立会人となるべき者の届出

選挙立会人は、開票立会人の行うべき職務も兼ねます。この届出をするときは、立会人となる者の承諾書を添えて選挙長に届け出てください。

なお、選挙立会人は、本市の選挙人名簿に登録された者でなければその資格がありません。届出の期限は、選挙の期日前3日（10月29日）の午後5時までとなっています。

（法 76, 令 82）

(5) 報酬を支給する者の届出

選挙運動のために使用する事務員（以下「選挙事務員」という。）及び選挙運動のために使用される自動車・船舶の上における選挙運動のために使用する者（以下「車上運動員」という。）、専ら手話通訳のために使用する者（以下「手話通訳者」という。）、専らウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために行う要約筆記（口述を要約して文書図画に表示することをいいます。）のために使用する者（以下「要約筆記者」という。）に報酬を支給するときは、あらかじめ選挙管理委員会へ報酬を支給する者の届出書により届け出なければなりません。報酬を支給できる員数は、1日につき12人以内（異なる者を雇う場合は、異なる者の総数は60人以内）です。

（法 197 の 2-5）

5 立候補届出書類の事前審査

立候補届出の当日に、立候補届出書類に不備な点がありますと受理できません。立候補届出当日の受付事務が適正、円滑かつ迅速に行われるよう、告示前にあらかじめ届出書類の事前審査を行いますので、御協力をお願いします。

なお、届出書類の事前審査の際に、訂正をお願いすることもありますので、立候補予定者（推薦届出者）又は、訂正に応じられる代理人が来庁されますようお願いいたします。

(1) 事前審査の場所

茅ヶ崎市選挙管理委員会事務室（市役所分庁舎 2 階）

(2) 事前審査の日時

9 月 2 4 日以降 1 0 月 2 3 日までで 時間は、午前 9 時から午後 5 時まで

（土日祝日は除く）

(3) お持ちいただく書類等

ア 立候補届出に必要な書類（付録：候補者のする各種届出等一覧表参照）

イ 立候補予定者（及び推薦届出者）の印鑑

ウ 公費負担申請に必要な書類（別冊 公費負担のしおり参照）

第三 候補者となってから

1 選挙事務所

- (1) 選挙事務所は 1 候補者につき 1 箇所、立候補の届出をした時から選挙の当日まで設置することができます。期間内は、いつでも選挙事務所を異動（移転又は廃止）することができますが、1 日に 1 回を越えて異動（廃止に伴う設置を含む。）することはできません。

（法 131-1⑤、-2）

- (2) 選挙事務所を設置し、又は異動した場合並びに選挙の当日までに廃止した場合は、選挙管理委員会に『選挙事務所設置・異動（廃止）届』を、それぞれ直ちに提出しなければなりません。

なお、選挙の当日は、当該選挙の投票所を設けた場所の入口から 3 0 0 m 未満の区域内に該当する選挙事務所は、閉鎖又は移転しなければなりません。閉鎖又は移転した場合は、直ちに選挙事務所異動（廃止）届を選挙管理委員会に提出しなければなりません。

（法 130-2, 131-1, 2, 法 132, 令 108）

- (3) 選挙事務所を設置（異動）することができる者は、候補者又はその推薦届出者（推薦届

出者が数人あるときはその代表者) です。(法 130-1)

また、推薦届出者が選挙事務所の設置(異動)を届け出る場合は、選挙事務所設置(異動)承諾書をその届出書に添付しなければなりません。この場合、推薦届出者が数人あるときは、推薦届出代表者証明書をあわせて添えなければなりません。(令 108-2, ・3)

- (4) 選挙事務所(1箇所)のほかは、選挙運動員が集会する場所等選挙事務所に類似の施設(休憩所、連絡所等)は、いかなる名称をもってしても設置することはできません。

(法 133)

- (5) 選挙事務所を表示するために、その場所において使用するポスター、立札及び看板の類(大きさは縦350cm、横100cm以内)の数は、選挙事務所ごとに通じて3を超えることができず、また、ちょうちん(大きさは高さ85cm、直径45cm以内)は、1個に限られます。(法 143-7・9・10)

2 選挙運動用自動車・船舶及び拡声機

- (1) 主として選挙運動に使用される自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下「自動車」という。)と船舶は、いずれか1台(1隻)に限り使用できます。(以下、船舶についての説明は省略します。)

また、立候補の際、交付される自動車・船舶表示板を、自動車の前面にその使用中、常に掲示しておかなければなりません。(法 141-1)

- (2) 選挙運動に使用できる自動車は、乗車定員10人以下で車両総重量(道路運送車両法(昭和26年法律第185条)第40条第3号の車両総重量をいう。)3.5トン未満のものに限られます。(法 141-6)

- (3) 自動車の車体に立札、看板を掲示する場合等は、あらかじめ[制限外積載・設備外積載・荷台乗車]許可申請書(道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)8別記様式第4)2通を茅ヶ崎警察署長に提出(選挙管理委員会が交付した『自動車・船舶用表示板』を掲示してください。)してその許可を受けてください。(道路交通法 56, 57)

なお、茅ヶ崎警察署では事前相談に応じますので、ご利用ください。このほか自動車の使用については、道路運送車両法、道路運送法(昭和26年法律第183号)、道路交通法等による規制を受けますから注意してください。

- (4) 自動車に掲示することができるポスター、立札及び看板の類の大きさは縦273cm、横73cm以内です。数については制限がありません。(法 143-1・9)

- (5) 自動車に乗車する者は、候補者及び運転手(1人に限ります。)を除いて、1台につき4人を超えることはできません。この4人は選挙管理委員会が交付する『乗車・乗船章』(腕章)を着用していなければなりません。(法 141 の2)

- (6) 主として選挙運動用として使用できる拡声機(携帯用のものを含む。以下同じ。)は一揃いですが、これには、選挙管理委員会が交付する拡声機表示板を送話口の下部等、外部から見やすい箇所に使用中常に掲示しておかなければなりません。(法 141-1・6)

なお、上記のほか個人演説会(演説を含む。)の場合に限り、その開催中、その会場で別に一揃い使用しても差し支えないことになっており、これには表示板をつける必要はなく、

会場に備え付けてあるものでも、他から持参したものでも構いません。

(法 141-1 ただし書き)

- (7) 主として選挙運動用として使用される自動車の上では、午前8時から午後8時までの間に限って連呼行為が許されます。(法 140 の 2-1 ただし書き)

ただし、連呼行為をする者は、学校、幼稚園及び病院、診療所その他の療養施設の周辺においては、静隠を保持するように努めなければなりません。(法 140 の 2-2)

なお、神奈川県では「生活環境の保全等に関する条例施行規則」第46条において商業用の宣伝放送を行う者の順守事項について、次のように規定しておりますので、これに準じてご協力願います。

◆ 同一場所において拡声機を使用する場合は拡声機の使用時間は1回10分以内とし、1回につき15分以上の休止時間をおくこと。

◆ 拡声機から発する音量は、騒音の規制基準値（例えば、第一種低層住居専用地域で午前8時から午後6時の場合、50デシベルプラス10デシベル）とする。

また、地形等の周囲の環境によっては、音が反響し、増幅される地域もありますので、ご配慮願います。

- (8) 候補者は、一般乗用旅客自動車運送事業者（道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。）その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）との契約により選挙運動用自動車を有償で使用した場合には、一定限度額の範囲内で選挙運動用自動車を無料（公費負担）で 사용할ことができます。

ただし、供託金没収者については除外され、その経費は自己負担となります。

また、供託金没収とならない者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。(公費負担条例2・4)

なお、「公費負担」についての詳細は、別に配付する「公費負担のしおり」で説明してありますので参照してください。

3 選挙運動用通常葉書

- (1) 候補者が選挙運動のために使用する通常葉書は、立候補届出の日から選挙期日（投票日）の前日までに、8,000枚を頒布することができます。(法 142-1⑥)

- (2) 通常葉書は、立候補届出の際、交付される『候補者用通常葉書使用証明書』を茅ヶ崎郵便局に提示して無償で交付を受けることができます。

なお、その際、併せて受領証を提出していただきますので、候補者の印鑑を持参してください。(公職選挙郵便規則2)

- (3) 手持ちの官製葉書又は私製葉書を使用する場合は、(2)の証明書を添えて茅ヶ崎郵便局に提出し、選挙用である旨の表示を受けなければなりません。

なお、手持ちの官製葉書を使用した場合は、当該葉書の購入費用は請求できませんのでご注意ください。

- (4) 選挙運動用通常葉書を差し出すときは、立候補届出のときに交付される『選挙運動用通常葉書差出票』を添えて、必ず郵便物の配達事務を取り扱う郵便局（茅ヶ崎郵便局）の窓口に出すことになっていきますので、ポストに投入しないようにしてください。

- (5) (4)の『選挙運動用通常葉書差出票』1枚で差し出すことのできる選挙運動用通常葉書

の枚数は、２００枚までです。したがって２００枚を超えて葉書を差し出すときは、超える数２００枚ごとに、新たな差出票が必要になります。

なお、詳しくは、差出票の裏面に使用上の注意が書いてありますから、参照してください。

- (6) 選挙運動用通常葉書で印刷を誤り、書き損じ、又はき損したもの（以下「書損葉書」という。）については、その枚数に限り、別の手持ちの葉書をそれにあてることができますから、書損葉書を郵便局に提出し、それと引き換えに、手持ちの葉書に「選挙用」の表示を受けてください。（公職選挙郵便規則 6）

- (7) 受取人の住所・氏名の記載誤りや、あて先不明等のため配達不能になって返送された葉書は、引き換えできませんので、あて先の記載には十分注意してください。

- (8) 選挙運動用通常葉書は、書留、速達等の特殊取扱いは認められません。

また、私製葉書の場合、その表面の色彩は、白色又は郵政大臣の発行する通常葉書と同等若しくはそれよりも淡い色でなければなりません。（郵便規則 13）

その他、選挙運動用通常葉書の印刷位置等についても制約がありますので、あらかじめ郵便局の指示を受けてください。

- (9) 交付を受けた又は表示を受けた通常葉書は他人に譲渡することはできません。（法 177-2）

4 選挙運動用ポスター

- (1) ポスターの大きさは、長さ 42 cm、幅 40 cm を超えてはなりません。（法 143-13）

- (2) ポスターには、その表面に掲示責任者と印刷者の氏名（法人にあつては名称「株式会社 ○○○印刷所」等）及び住所を記載しなければなりません。（法 144-5）

- (3) ポスターには、その表面に、当該ポスターを使用する候補者の氏名を、選挙人に見えやすいように記載しなければなりません。（法 144 の 4 の 2）

- (4) ポスターには、他人や他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をするなど、品位を損なう内容を記載してはなりません。（法 144 の 4 の 2-2）

- (5) ポスター掲示場に掲示したポスター等において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100 万円以下の罰金に処されます。（法 235 の 3-2）

- (6) ポスターは、選挙管理委員会が投票区単位に設置したポスター掲示場以外には掲示できませんので注意してください。（ポス掲条例 1、法 143-4）

- (7) ポスター掲示場には、立候補の届出の順序と同一の番号を表示した掲示区画に選挙運動用ポスターを 1 枚だけ掲示することができます。（ポス掲規程 4-2）

- (8) ポスター掲示場の設置場所の一覧表及び図面は、9 月 28 日（月）から選挙管理委員会事務室で交付します。

なお、交付部数は、設置場所一覧表が 5 部、設置場所図面が 2 部です。

- (9) ポスター掲示場にポスターを掲示できるのは、選挙期日の告示日（10 月 25 日：ただし、法 86 の 4 に規定する立候補届出の受理後）からです。（ポス掲規程 4-1）

- (10) ポスター掲示場に掲示するポスターの見本 2 枚（記載内容が異なるポスターがある場合にはそれぞれ 2 枚）を選挙管理委員会に提出してください。

- (11) 候補者は、一定限度額の範囲内でポスターを無料（公費負担）で作成できます。

ただし、供託金没収者については除外され、ポスターの作成費は自己負担となります。

また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。(公費負担条例 6)

なお、ポスターの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんので注意してください。「公費負担」についての詳細は、別に配付する『公費負担のしおり』で説明してありますので参照してください。

5 選挙運動用ビラ

- (1) 候補者が選挙運動のために頒布できる選挙運動用ビラは、候補者一人につき選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内で、その限度枚数は、16,000 枚以内です(法 142⑥)。

なお、限度枚数の範囲内で 1 種類又は 2 種類のビラを作成し、頒布できます。

ビラは、選挙運動用ビラ届出書(ビラの見本 2 枚(2 種類の場合は、それぞれ 2 枚)を添付してください。)により選挙管理委員会にあらかじめ届け出てください。

- (2) ビラの規格は、A4 判(長さ 29.7 cm、幅 21 cm)を超えてはなりません。(法 142①, ⑧)

なお、形には制限はありません。

- (3) ビラには、その表面に頒布責任者の氏名及び住所と印刷者の氏名(法人にあっては名称「株式会社〇〇〇印刷所」等)及び住所を記載しなければなりません。(法 142⑨)

- (4) ビラは、選挙管理委員会から交付される選挙運動用ビラ証紙を貼らなければ頒布することができません。この証紙は、立候補届出のときに交付される選挙運動用ビラ証紙交付票に所要事項を記入、押印したうえで選挙管理委員会に提出して、交付を受けてください。(法 142⑦、執行規程 9)

- (5) ビラの頒布は、新聞折り込みによる頒布又は選挙事務所内、個人演説会の会場内若しくは街頭演説の場所における頒布の方法に限られています(法 142-6, 令 109-6③)。

よって、ポスティングはできません。

- (6) 交付を受けた選挙運動用ビラ証紙は、他人に譲渡することはできません。(法 177-2)

- (7) 候補者は、一定限度額の範囲内でビラを無料(公費負担)で作成できます。

ただし、供託金没収者については除外され、ビラの作成費は自己負担となります。

また、供託金没収とならない候補者であっても、一定限度額を超える経費は自己負担となります。(公費負担条例 8)

なお、ビラの作成に要する経費は、それが公費で負担される場合であっても、選挙運動費用に算入しなければなりませんので注意してください。「公費負担」についての詳細は、別に配付する『公費負担のしおり』で説明してありますので参照してください。

6 新聞広告

- (1) 候補者は、選挙運動の期間中 2 回に限り、有料で新聞広告をすることができます。この場合、2 回とも同一の新聞であることを要しません。(法 149-4)

- (2) 広告の寸法は、横 9.6 cm、縦 2 段組以内で掲載箇所は記事下に限られています。

また、広告の色刷は認められません。(規則 19-1, 5)

- (3) 記載内容は自由ですが、候補者が本名に代えて通称使用の認定を受けたときは、新聞広告は通称によらなければなりません。(令 89-4)
- (4) 2人以上の候補者が共同して広告を行なうことは、1人分のスペースの範囲内であれば差し支えありませんが、その場合も回数は、各候補者につき、それぞれ1回として計算されます。
- (5) 広告の手続は、立候補の届出の際に選挙長から交付される『新聞広告掲載証明書』に掲載原稿を添えて自分の希望する新聞社に提出して掲載の申し込みをしてください。
 なお、候補者の希望する期日に掲載を依頼するには、なるべく早めに申し込まれるのがよいでしょう。

7 公営施設使用の個人演説会

(1) 開催場所

ア 公営施設使用の個人演説会の開催場所は、次のとおりです。(法 161-1)

- (7) 学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校をいう。)
- (4) 小和田公民館・鶴嶺公民館・松林公民館・南湖公民館・香川公民館(社会教育法(昭和24年法律第207号)第21条に規定する公民館をいう。)
- (7) 茅ヶ崎市民文化会館
- (イ) 皆楽荘・浜須賀会館・海岸地区コミュニティセンター・小和田地区コミュニティセンター・小出地区コミュニティセンター・コミュニティセンター湘南・茅ヶ崎市役所小出支所・茅ヶ崎市青少年会館・茅ヶ崎市総合体育館・茅ヶ崎市男女共同参画推進センター・茅ヶ崎地区コミュニティセンター・南湖会館・勤労市民会館・萩園いこいの里・鶴嶺東コミュニティセンター・鶴嶺西コミュニティセンター・高砂コミュニティセンター、松浪地区コミュニティセンター、茅ヶ崎公園体験学習センター うみかぜテラス、松林地区コミュニティセンター

イ 個人演説会は、次の建物又は施設において開催することができません。(法 166)

ただし、次の(7)であっても、(1)の**ア**に該当する場合は、開催することができます。

- (7) 国又は地方公共団体が所有し、又は管理する建物(公営住宅を除く。)
- (4) 汽車、電車、乗合自動車、船舶(法141-1から3までの船舶を除く。)及び停車場その他鉄道地内
- (7) 病院、診療所その他の療養施設

(2) 開催申出

ア 公営施設使用の個人演説会を開催しようとする場合は、『個人演説会開催申出書』によって、開催日前2日(前々日)までに、選挙管理委員会に申し出なければなりません。

(法 163)

イ 公営施設使用の個人演説会の場合は、同一の施設について、同時に2以上の開催申出をしたり、又は、すでに申し出た使用の日を経過しない間に、新たな申出をすることはできません。(令 112-2)

ウ 個人演説会の開催申出が受理されても、施設の管理者から開催の承諾がないときは開催できません。

エ 公営施設以外の施設を使用して行う個人演説会は、当該施設の管理者等の承諾を得て、その承諾を得たときから開催することができます。

(3) 開催回数

開催回数に制限はありません。

(4) 公営施設の使用時間

公営施設を使用する個人演説会の施設使用時間は、1回につき5時間を超えることができません。(令 112-3)

なお、5時間以内であっても、当該施設に関する管理条例等で使用時刻等が規定されている場合は、当該条例等の定めるところによります。

(5) 公営施設使用の費用

ア 公営施設を使用して個人演説会を開催する場合の施設（設備を含む。）の使用については、候補者1人につき、同一施設（設備を含む。）ごとに1回を限り無料で、2回目からは有料です。(法 164)

イ 候補者は個人演説会のため公営施設（設備を含む。）を有料で使用する場合、当該施設管理者から個人演説会を開催できる旨の通知を受けたときは、その費用をあらかじめ管理者に納付しなければなりません。(令 120-1)

(6) その他

ア 個人演説会の開催中、会場外において掲示することができるポスター、立札及び看板の類（縦273cm、横73cm以内）の数は会場ごとに通じて2個以内に限られ、その他は、ちょうちん（高さ85cm、直径45cm以内）1個（会場内外をあわせて）に限られます。(法第 143-8・9・10)

イ 個人演説会場において掲示するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、その表面に掲示責任者の氏名及び住所を記載しなければなりません。(令 110)

8 街頭演説

(1) 街頭演説とは、街頭又はこれに類似する場所（例えば広場、空地等）で多数の人に向かってする選挙運動のための演説をいいます。街頭演説をする場合には、演説者は、その場所にとどまり、選挙管理委員会が交付した『標旗』を掲げていなければなりません。

(法 164 の 5)

(2) 街頭演説は、午前8時から午後8時までの間に限りすることができます。

なお、学校及び病院、診療所その他の療養施設の周辺では静穏を保つようにします。

また、長時間にわたり、同一の場所にとどまってすることのないように努めなければなりません。(法 164 の 6)

(3) 街頭演説において選挙運動に従事する者は、候補者1人につき15人を超えてはなりません。しかも、これらの者は、立候補届出の際に選挙管理委員会が交付する『選挙運動員章』（腕章）又は『乗車・乗船章』（腕章）をつけていなければなりません。交付される選挙運動員章の枚数は11枚で、乗車・乗船章の枚数は4枚ですから、街頭演説を行う場合の運動員は、それぞれの腕章をつけた者を通じて15人までとなります。

なお、この選挙運動員15人のなかには、**2の(5)**で述べたように、候補者及び運転手（自動車1台につき1人）又は船員は含まれませんから、これらの人は腕章をつける必要はありません。(法 164 の 7)

- (4) 街頭演説をする場合には、その場所で街頭演説の一部として連呼することは許されます。
(法 140 の 2 ただし書き)
- (5) 街頭演説の場所においては、ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は一切使用できません。しかし、街頭演説の場所に停止している選挙運動用自動車又は船舶に取り付けられているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類の掲示については差し支えありません。

9 選挙公報

- (1) 選挙公報は、候補者から掲載申請のあった原稿をそのまま印刷します。
- (2) 選挙公報に氏名、経歴、政見等の掲載を受けようとする候補者は、選挙の告示日（10月25日）の午後5時までに『選挙公報掲載申請書』1通に『選挙公報掲載文原稿』2通及び候補者の写真2枚を添えて、選挙管理委員会に提出してください。（公報条例3、公報規程2,4）
- (3) 選挙公報掲載申請、選挙公報掲載文原稿の作成にあたっては、別に配付します『選挙公報のしおり』によって誤りのないようにしてください。
- (4) 10月25日午後5時以後は、掲載申請を受付けることができませんのでご注意ください。
- (5) 掲載文原稿の事前提出について
告示日（10月25日）前においても掲載文原稿の御相談を受けたうえで当該原稿をお預かりいたします。万一、掲載文原稿の訂正等がありますと掲載申請が間に合わないおそれも出てきますので、是非、この制度を利用してください。
- (6) 選挙公報発行後において、印刷上の誤りを発見したときは、茅ヶ崎市公告式条例により訂正の告示をいたします。（公報規程10）

10 文書図画の撤去及び交付物品の返却

- (1) 文書図画の撤去 選挙運動のために使用したポスター、立札、ちょうちん、看板類の文書図画は、次に掲げるところに従って、直ちにその撤去をしなければなりません。
(法 143 の 2, 178 の 2)
- ア 選挙事務所を表示するためにその場所において使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、選挙事務所を廃止したとき。
- イ 選挙運動用自動車又は船舶に取り付けて使用するポスター、立札、看板の類については、自動車等を主として選挙運動のために使用することをやめたとき。
- ウ 個人演説会の会場において、その演説会の開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類については、当該個人演説会が終了したとき。
- (2) 交付物品の返却 立候補届出をしたときに交付された諸物品（7頁参照）は、選挙の期日（無投票の場合は、その告示の日）後、あるいは候補者たることを辞したときに、すみやかに選挙管理委員会に返却してください。

第四 選挙運動用費用

1 出納責任者

- (1) 選挙運動に関する支出は、出納責任者（出納責任者の文書による承諾を得た者を含む。）でなければなりません。（法 187-1）
したがって、立候補の届出をすると同時に『出納責任者選任届』を選挙管理委員会に提出してください。（法 180-1・3, 法 184）
- (2) 出納責任者を選任することができる者は、当該候補者が推薦届出者です。推薦届出者が出納責任者を選任する場合は候補者の承諾が必要で、『出納責任者選任（異動）承諾書』を一緒に提出してください。（法 180-4）
- (3) 選任者は、文書で通知することにより出納責任者を解任することができます。
なお、選任者が推薦届出者である場合の解任には候補者の承諾が必要です。
また、出納責任者自身も候補者及び選任者に通知することにより出納責任者を辞任することができます。（法 181）
- (4) 出納責任者に異動があったときは、(1) に準じて直ちに選挙管理委員会に届け出（『出納責任者異動届』）なければなりません。（法 182）

2 選挙運動費用支出制限額

- (1) 選挙運動のために支出できる候補者 1 人あたりの金額（支出制限額）は、一定の金額を超えることはできません。（法 194）
なお、支出制限額については、10月25日に告示します。
- (2) この支出制限額には、立候補準備のための支出も含まれます。
- (3) 出納責任者の選任者は、出納責任者の支出できる金額の最高額を定め、文書を作成して出納責任者とともに署名押印しなければなりません。（法 180-2）
この場合の最高額は、出納責任者の選任以前に立候補準備のために支出した額を選挙運動費用支出制限額から差し引いた金額以内の額になります。
- (4) 候補者若しくは出納責任者となった者又は他の者がこれらの者と意思を通じてした立候補準備のための支出は、出納責任者を選任後すみやかに出納責任者に引き継がなければなりません。（法 187-2）これは、後述（5 参照）する収支報告書に出納責任者が一括して報告することになります。
- (5) 実費弁償及び報酬の最高額 選挙運動に従事する者（以下「選挙運動員」という。）に対し支給することができる実費弁償の最高額及び選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対し支給することができる報酬の最高額並びに選挙運動のために使用する労務者（以下「選挙労務者」という。）に対し支給することができる報酬及び実費弁償の最高額は、次のとおりです。（法 197 の 2, 令 129）

ア 選挙運動員 1 人に対し支給することができる実費弁償の額

- (ア) 鉄道賃：鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (イ) 船 賃：水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (ウ) 航空賃：航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
- (エ) 車 賃：陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
- (オ) 宿泊料（食事料 2 食分を含む。）：一夜につき 23,000 円

- (カ) 弁当料：1食につき1,500円、1日につき4,500円
- (キ) 茶菓料：1日につき1,000円
- イ 選挙事務員1人に対し支給することができる報酬の額：1日につき15,000円以内
- ウ 車上運動員及び手話通訳者、要約筆記者1人に対し支給することができる報酬の額
1日につき20,000円以内
- エ 選挙労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - (7) 基本日額：10,000円以内
 - (イ) 超過勤務手当：1日につき基本日額の5割以内
- オ 選挙労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (7) 鉄道賃、船賃及、航空賃及び車賃：前記アの(7)、(イ)及び(ウ)に掲げる額
 - (イ) 宿泊料（食事を除く）：1夜につき20,000円
- カ 報酬を支給する選挙事務員・車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者については、1日につき12人以内で選挙管理委員会に届け出た者に限ります。（法197の2-2及び5, 令129-8）
また、選挙事務員及び車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者の届出をする場合に、上記の1日についての員数の5倍を超えない員数の範囲内で、異なる者を届け出ることができます。（令129-7）
- キ 飲食物の提供は、湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に選挙事務所において食事をするために提供する弁当（携行するために提供された弁当を含みます。）に限られます。
なお、弁当については、一食1,500円以内で選挙運動期間を通じて315食（45食×7日）に限られます。（法139）
また、選挙労務者に対して弁当を提供したときは、日当はその弁当料を差し引いて支給することになります。（令129-2）

3 寄附の禁止等

- (1) 候補者が自分の選挙区にある者に対し、寄附をすることは、いかなる名義を持ってするを問わず禁止されています。
ただし、政党や親族に対するもの及び選挙前の一定期間を除く時期に開催される政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償（食事や食料の提供は、禁止）は、除かれます。（法199の2,）
そして、一部の例外を除き、すべて罰則の対象となります。（法249の2）
なお、候補者以外のものが、候補者名義の寄附をすることも罰則を持って禁止されます。
- (2) 次に記載の候補者（現職及び候補者になろうとするものを含む。）が陣中見舞い等の寄附をすることも罰則の対象となりますので、受けないようにご注意ください。（法199の2）
 - ア 参議院比例代表選出議員
 - イ 候補者の住所の属する区域を選挙区とする参議院選挙区選出議員及び衆議院議員
 - ウ 候補者の住所の属する区域を選挙区とする地方公共団体の議会議員及び長
- (3) 次の者（会社、法人等の団体も含む。）からの寄附を受けることも違法となりますので、受けないようにご注意ください。（法199, 政規法21-1・2, 政規法22の5・6）

- ア 市と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者
- イ 会社、労働組合、職員団体その他の団体（政治団体を除く。）
- ウ 外国人、外国法人又はその主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織（主たる構成員が外国人又は外国法人である日本法人のうち上場会社であってその発行する株式が証券取引所において5年以上継続して上場されているものを除く。）
- エ 本人名義以外の名義又は匿名による寄附
- オ 陣中見舞等選挙運動（政治活動を含む。）のため個人から受ける寄附は、1人につき年間150万円を超えることはできませんので、ご注意下さい。（政規法22-1）
- カ 後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期のいかなを問わず、処罰され、設立目的事業に関する寄附も選挙前の一定期間は禁止され、処罰されます。（法199の5、249の5、）
- キ 候補者が、自分の後援団体（資金管理団体の場合を除く。）に寄附をすることや政治教育集会に関して実費の補償をすることも、選挙前の一定期間は禁止され、処罰されます。（法199の2・5、法249の5、）

4 会計帳簿及びその記載要領

- (1) 出納責任者は、公選法施行規則第22条及び別記第30号様式（会計帳簿の様式）による会計帳簿（収入簿と支出簿）を備え、選挙運動についての寄附及びその他の収入並びに支出を記載しなければなりません。（法185）
- (2) 次に掲げるものはすべて選挙運動に関する支出とみなされないもので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。（法187、197）
 - ア 立候補準備のため並びに電話及びインターネット等を利用する方法による選挙運動に要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出又はその者と意思を通じてした支出以外のもの
 - イ 立候補届出後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの
 - ウ 候補者が乗用する船車馬等のために要した支出
 - エ 選挙の期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出
 - オ 選挙運動に関し支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料
 - カ 法第141条の規定による選挙運動用自動車及び船舶を使用するために要した支出
 - ◆ この「使用するために要した支出」は、借上料、ガソリン・オイル代、運転手の雇用料等です。なお、供託金は選挙運動費用ではないと解されています。
- (3) 出納責任者以外の者が候補者のため寄附を受けたときは、寄附を受けた日から7日以内に（出納責任者から請求があったときは直ちに）、寄附をした者の氏名、住所、職業並びに寄附の金額及び年月日を記載した明細書を出納責任者に提出しなければなりません。なお、この寄附で候補者が立候補届出前に受けたものについては、立候補届出後直ちにその明細書を出納責任者に提出しなければなりません。（法186）
- (4) 出納責任者又は候補者若しくは出納責任者と意思を通じてそのために支出をした者は、選挙運動に関するすべての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証する書面を徴収しなければなりません。ただし、天災事変のため交通が

途絶したり、相手方が死亡したり、電車やバスの切符の購入の場合等、社会通念上領収書を発行しない慣例となっているような場合には徴しないでもよいことになっています。

(法 188-1)

- (5) 収入簿に記載する事項は、選挙運動に関する寄附その他の収入全部であり、また、必ずしも金銭収入のみを意味するものではありません。例えば、選挙事務所を無償で提供されたとか、日当の支払いをせずに労力奉仕をしてもらったとか、物品の供与を受けたような場合には、現実に金銭の収入、支出は行なわれておりませんが、これを時価に見積った金額を記載しなければなりません。したがって、見積られた金額を収入簿に記載しますが、労力の提供を受けたときは、同時に支出簿にもその金額を支払ったこととして記入しなければなりません。供与を受けた物品は、それを使用したときに支出に計上します。
- (6) この帳簿には、収入又は支出のあった都度日を追って記載し、記入もれ等のない限り、月日の交錯するようなことのないように整備しておく必要があります。
- (7) 寄附をしたものが政治団体である場合の「職業」欄には、政治団体と記載することとなります。
- (8) 支出簿は、「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」との2科目を設けて（あるいは各々分冊して）記載し、更に次の10種目を設けて種目ごとに記載することとなります。

ア 人件費 人件費としては、選挙労務者並びに選挙事務員、車上運動員、手話通訳者及び要約筆記者に対する報酬が考えられます。ただし、選挙事務員に対する報酬は、1人1日15,000円以内であり、車上運動員及び手話通訳者、要約筆記者に対する報酬は、1人1日20,000円以内です。

また、報酬を受けることができる者（選挙労務者を除く。）は選挙事務員と車上運動員及び手話通訳者、要約筆記者を合わせて1日につき12人以内（異なる者を雇う場合は、異なる者の総数が60人以内）であり、この報酬を受けることができる者は、あらかじめ選挙管理委員会に届け出た者に限られます。（法 197 の 2-2, 5）

イ 家屋費

家屋費は、次の2つの項目に分類します。

(7) 選挙事務所費

事務所借上に要する費用です。この中には事務所自体と机、いす等の備品借上料及び電話の架設費も含まれます。

(4) 集会会場費等

主として個人演説会場の借上料が考えられます。この中にも机等備品の借上料が含まれます。

ウ 通信費

事務連絡用電報・電話（借上料及び通話料）及び事務連絡のための郵便（葉書・封書）等に要する費用です。

エ 交通費

選挙運動員及び選挙労務者の船車馬賃の実費弁償です。友人等が好意的に自動車等に乘せてくれたときも時価に換算して費用に加算します。

オ 印刷費

選挙運動用ポスター、ビラ及び葉書の印刷費が主なものです。

なお、選挙運動用のポスター、ビラの作成費が公費で負担される場合であっても選挙運動費用に算入しなければなりません。

カ 広告費

新聞広告、立札、看板、ちょうちん、たすき及び拡声機等の費用です。

キ 文具費

紙、筆、墨、その他選挙運動のために使用した消耗品等の費用です。

ク 食糧費

湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子の提供に要した費用及び法律で認められた選挙運動員及び選挙労務者に出す弁当料及び茶菓料です。

なお、弁当については1食 1,500円以内で選挙運動期間を通じて315食（45食×7日）に限られます。（法139）

ケ 宿泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。

コ 雑費

その他光熱水費等です。

- (9) 支出簿も収入簿と同様、金銭のみの支出を意味せず、金銭以外の支出、例えば無償で労務の提供を受けた場合等も時価に見積った金額を金銭支出として記載することになります。

この場合には、「金銭以外の支出の見積の根拠」欄には見積の根拠を記載し、「支出の目的」欄には「葉書何枚印刷代」とか「立看板何枚製作費」等と記載することになります。

また、「支出をした者の別」欄には、出納責任者、候補者その他の者の支出の区分を記載します。

- (10) 選挙運動員（選挙事務員及び車上運動員、手話通訳者、要約筆記者を除く。）には人件費を支払うことはできません。この場合、実費弁償は差し支えありませんから人件費以外の費目、たとえば交通費とか宿泊費とかに要した実費を記載することになります。

- (11) 選挙労務者に対して弁当（1食 1,500円、1日 4,500円）を提供したときは、日当はその弁当料を差し引いて支給することになります。（令129-2）

- (12) 出納責任者は、この会計帳簿、領収書等を収支報告書提出の日から3年間保存しなければならないことになっていますから、特に注意してください。（法191）

5 収支報告書の提出と記載要領

- (1) 選挙運動に関する収支報告書の提出は、出納責任者の仕事のうち、最も重要なことであり義務事項であります。（法189）
- (2) 出納責任者が提出する収支報告書には、法律で真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えることになっていますが、これは配付しました収支報告書用紙の末尾に刷り込んでありますので、記名、押印をして提出してください。（法189-3）
- (3) 収支報告書に記載するものは、選挙運動に関してなされた寄附及びその他の収入並びに支出で、次に掲げる一切のものを精算の上、記入しなければなりません。（法189-1）

- ア 選挙期日の告示の日の前日（１０月２４日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
- イ 選挙期日の告示の日（１０月２５日）から選挙期日（１１月１日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
- ウ 選挙期日後（１１月２日）から第１回収支報告書提出の日（１１月１６日）までになされた寄附及びその他の収入並びに支出
- エ 前記ア～ウの精算届出後になされた寄附及びその他の収入並びに支出は、支出がなされた日から７日以内にその都度
- (4) 収支報告書は会計帳簿にしたがって作成し、次により精算して選挙管理委員会に提出しなければなりません。この場合、収支報告書には、支出の金額、月日及び支出の目的を記載した領収書その他の支出を証すべき書面の写しを添付しなければなりません。領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難い事情があったときは、その旨並びに支出の金額、年月日、目的を記載した明細書を添付してください。（法 189-1）
- なお、選挙運動用ポスターの作成費が公費負担で行われる場合、その額が全額公費負担で賄われるときには、領収書の写しは不要です。ただし、作成費の額が公費負担の額を超える場合には、その超える分についての領収書の写しが必要となりますのでご注意ください。
- ア 第１回分の収支報告は、選挙期日から１５日以内の１１月１６日まで
- イ 第１回分の収支報告を提出した後の寄附及びその他の収入及び支出については、その収入又は支出のあった日から７日以内
- (5) 報告書用紙は、選挙管理委員会が交付したものを必ず使用し、１部提出してください。
- なお、継続用紙等が不足する場合は、選挙管理委員会にお申し出ください。
- (6) 選挙運動費用収支報告書を提出されるときは、収入、支出の順に用紙を綴じあわせてください。

6 収支報告書の公表と保存

- (1) 収支報告書が受理されたとき、選挙管理委員会はその要旨について公表します。（法 192-1）
- (2) 選挙管理委員会は、収支報告書を受理した日から３年間、これを保存します。この間は、何人でも収支報告書の閲覧を請求することができます。（法 192-3, 4）

第五 当選告知・当選証書の付与・供託物の返還

1 当選の告知

- (1) 選挙会（開票）において当選人と決定された者に対し選挙管理委員会からその旨を告知（本人あてに通知）いたします。（法 101 の 3-2）
- (2) 当選人が市長と兼ねることができない職にあるときは、当選の告知を受けた日にその職を辞したものとみなされます。

ただし、繰上補充等により当選人となった者が兼職禁止の職にある場合は、当選告知を受けた日から５日以内に、選挙管理委員会に対して兼職禁止の職を辞した旨の届出をしないときは、その当選は無効となります。（法 103）

- (2) 当選人が、茅ヶ崎市に対し請負関係にある者（地方自治法 92 条の 2、142 条）である場合は、当選の告知を受けた日から 5 日以内に選挙管理委員会に対してその請負関係を有しなくなった旨の届出をしないときは、その当選は無効となります。（法 104）

2 当選証書の付与

選挙管理委員会は、次により当選人に当選証書を付与します。（法 105）

- (1) 日時 11 月 3 日（火祝）午後 1 時 30 分から
(2) 場所 茅ヶ崎市役所本庁舎 4 階会議室 1

3 供託物の返還

- (1) 候補者あるいは推薦届出者が供託した現金又は国債証書は、次により返還されます。

ア 当選人決定の効力が確定した場合、選挙管理委員会は候補者あるいは推薦届出者に供託物の返還手続等について通知いたします。

イ 選挙管理委員会は、候補者あるいは推薦届出者の請求に基づき『供託証明書』を返還するとともに、『供託原因消滅証明書』を交付いたします。

ウ 候補者あるいは推薦届出者は、前記イの 2 通の書類を供託した供託所に提出し、現金又は国債証書の返還を請求してください。

◆ 注意 以上の手続には認印を必ずお持ちください。

- (2) 候補者の得票数が有効投票の 10 分の 1 による数に達しないときは、供託物は没収され茅ヶ崎市に帰属することとなります。（法 93）

なお、立候補を辞退した場合等も供託物は没収されます。

《候補者のする各種届出等一覧表（公費負担条例に係る各種届出を除く）》

区分	届出の種類	届出期限 (期間)	届出先	備 考	候補者の しおり
立 候 補	1 立候補の届出 (1) 本人届出 ・ 候補者届 ・ 供託証明書 ・ 宣誓書 ・ 所属党派（政治団体）証明書 ・ 戸籍の謄本又は抄本 ・ 通称認定申請書（使用したい場合） (2) 推薦届出 ・ 候補者届出書（推薦届出書） ・ 候補者の承諾書 ・ 推薦届出者の選挙人名簿登録証明書 ・ 供託証明書 ・ 宣誓書 ・ 所属党派（政治団体）証明書 ・ 戸籍の謄本又は抄本 ・ 通称認定申請書（使用したい場合） （・ 推薦届出代表者証明書）	1 0 月 2 5 日	選 挙 長	1 届出は郵便によることなく、文書で届出なければなりません。 2 本名（戸籍名）に代えて通称を使用したい場合は、立候補の届け出と同時に、通称使用申請書を提出してください。その際、それを証するに足る資料を提出してください。 3 届出書の記載事項に異動を生じた場合は、その旨を文書で届け出てください。 4 届け出の際、選挙運動用ポスターの見本 2 枚（異なる種類がある場合は、それぞれ 2 枚）をお持ちください。 5 所属党派証明書は、無所属の場合には必要ありません。	5 頁
	2 供 託	あらかじめ	横浜地方法務局 湘南支局	1 0 0 万円現金又は国債証書	5 頁
	3 立候補の辞退	1 0 月 2 5 日	選 挙 長	1 郵便によることなく文書で選挙長に届け出てください。	6 頁
選挙 公報	1 選挙公報掲載申請	1 0 月 2 5 日	選挙管理委員会	1 必ず事前に原稿の内容相談を受けるようにしてください。 2 通称使用認定をされた場合は、認定された通称しか使用できません。	15 頁
選 挙 運 動	1 選挙事務所の設置及び異動（廃止）届	設置又は異動 （廃止）後直ちに	選挙管理委員会	1 1 箇所 2 1 日につき 1 回しか事務所の移動（廃止に伴う設置を含む）はできません。	8 頁
	2 選挙運動用通常葉書の差し出し	選挙運動期間中	茅ヶ崎郵便局	枚数は、8, 0 0 0 枚です。	10 頁
	3 選挙運動用ビラの届出	選挙運動期間中	選挙管理委員会	1 頒布できるビラは、候補者一人につき選挙管理委員会に届け出た 2 種類以内で、その限度枚数は、1 6, 0 0 0 枚以内です。 2 ビラの規格は、A 4 判（長さ 2 9. 7 cm、幅 2 1 cm）を超えてはならず、その表面に頒布責任者の氏名及び住所と印刷者の氏名及び住所を記載しなければなりません。 3 選挙管理委員会から交付される選挙運動用ビラ証紙を貼らなければ、頒布することができません。	12 頁

区分	届 出 の 種 類	届 出 期 限 (期 間)	届 出 先	備 考	候補者の しおり
選 挙 運 動	4 新聞広告	選挙運動期間中	新 聞 社	2回（新聞広告掲載証明書を提出してください。）有料	12頁
	5 公営施設使用の 個人演説会の開催申出	開催日前2日 までに	選挙管理委員会	1 同一の施設については、同時に2以上の開催申出はできません。 2 同一の施設について、すでに申し出た使用の日を経過しない間に新たな申出はできません。 3 同一の施設について、1回の使用に限り使用料は無料です。	7 頁 13頁
選 挙 運 動 費 用	1 出納責任者の選任届出	選任又は異動 及び職務代行 後直ちに	選挙管理委員会	届出後でなければ選挙運動に関する寄附を受け、又は支出することができないから、立候補届出が受理された後、直ちに届けてください。	7 頁 16頁
	2 報酬を支給する者の届出	立候補届出後 直ちに	選挙管理委員会	1 立候補届出日から選挙期日の前日（10月31日）までの間に限り選挙事務員及び車上運動員に報酬を支給することができます。 2 使用できる人数は、1日12人まで	8 頁 16頁
	3 選挙運動費用収支報告書の提出	第1回分 11月16日まで	選挙管理委員会	1 報告漏れのないよう収入・支出のあったつど会計帳簿（収入簿・支出簿）の整理を完全に行っておいてください。 2 領収書の写しを添付してください。	20頁
選 挙 立 会 人	1 選挙立会人の届出	10月29日まで	選 挙 長	1 立会人となるべき者の承諾を得ること。（本市の選挙人名簿に登録されている者） 2 11人以上の届出があった場合及び同一党派で3人以上の届出があった場合は、選挙立会人となる者は、選挙長がくじで定めま	7 頁
届出 時間	1 選挙に関する届出、請求、申出その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしてください。 2 諸届出については、締切日（期限）より多少の余裕をもって提出してください。				

※ 公費負担制度についての届出は、別冊「公費負担のしおり」を参照してください。

《 収支報告書の記載例 》

選挙運動費用収支報告書

1 令和8年11月1日執行 茅ヶ崎市長選挙

・ 丁目等は「一」「の」でも可
・ 「神奈川県」は省略可

2 公職の候補者 住所 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号

氏名 茅ヶ崎 一郎

通称でも可

3 ○月○ 日から

○月○ 日まで (第1回分)

・ 始まりは、最初の収入があった日
・ 終わりは、最後の収入又は支出があった日
・ 第1回分：11月16日 午後5時までに提出

(記載上の注意点)

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載してください。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえありません。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附、その他の収入の区別を明記してください。
- 3 収入の部中「備考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類いの作成に係るものをいう。以下同じ）を記載し、また、その他の参考となる事項を記載してください。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記してください。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載してください。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載してください。
- 6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載してください。
- 7 記載方法の詳しいことについては、別に配布した候補者のしおり」の該当部分を読んでください。
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、出納責任者の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

– 26 –

月 日	金額又は 見積額（円）	種 別	寄 附 を し た 者			金銭以外の寄附 及びその他の収 入の見積の根拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
○月○日	1,500,000	その他の収入					自己資金
○月○日	500,000	寄附金	厚木市妻田25	桃山 花子	弁護士		
○月○日	280,000	寄附金	茅ヶ崎市本村2-3-12	乙山 一郎	農業		
○月○日	20,000	寄附	同 浜須賀36-5	山川 四郎	学生	労務（1日10,000円×2日）	無償提供
○月○日	30,000	寄附金	藤沢市鵠沼2-10-3	丙田 次郎	会社員		
○月○日	80,000	寄附	茅ヶ崎市円蔵1000	東西 春子	雑貨商	選挙事務所用家屋借用（8日分）	無償提供
	100,000	寄附金					10件
	3,000	寄附金	茅ヶ崎市茅ヶ崎1-1-3	川下 五郎	会社員		

無償提供の場合、
支出の部にも記載

・寄附（金銭以外によるもの、無償提供含む）又はその他の収入（自己資金、借入金）を記載

・記載は収入日順
・最初の支出日より
収入日が先となる

・1件10,000円を超えるものは、件ごとに個別に記載
・1件10,000円以下のものについては、収入日ごとに、種別（寄附・寄附金・その他の収入）ごとの件数と金額の合計を記載
・1件10,000円以下の収入を個別に記載してあっても可

計	寄 附	1,013,000	}	種別ごとの合計			
	その他の収	1,500,000					
	計	2,513,000					
前 回 計	寄 附						
	その他の収						
	計						
総 額	寄 附	1,013,000	}	1 回目は「総額」＝「計」			
	その他の収	1,500,000					
	計	2,513,000					

参 考	
-----	--

5 支出の部

月 日	金額又は 見 積 額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者		職 業	金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考	
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名				
(1) 人件費		立候補準備（告示日の前日まで）／選挙運動（告示日以降）							
○月○日	20,000	選挙運動	労務費	茅ヶ崎市浜須賀36-5	山川 四郎	学生	無償労務提供	10,000円×2日	
○月○日	50,000	同	同	同 円蔵1,000	東西 春子	無職	無償提供の場合 ・収入の部にも記載 ・「領収書等を徴し 難しい事情があった 支出の明細書」に も記載	10,000円×5日	
○月○日	50,000	同	同	同 円蔵1,000	東西 春子	無職		10,000円×5日	
○月○日	75,000	同	選挙 運動員報酬	同 元町50-10	冬山 秋夫	会社員		15,000円×5日	
○月○日	105,000	同	同	同 幸町31-6	春野 夏子	無職		15,000円×7日	
○月○日	70,000	同	選挙 事務員報酬	同 共恵1-3-12	甲山 次男	無職		10,000円×7日	
計（6件）	370,000			・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致しているか ・人件費の計を記載					
(2) 家屋費	・記載は支出日順 ・最初の支出日より収入日が先								
ア 選挙 事務所費									
○月○日	32,000	立候補準備	電話架設費	茅ヶ崎市東海岸北1-4-6	N T T 茅ヶ崎支店				
○月○日	80,000	選挙運動	選挙事務所借上料	同 円蔵1000	東西 春子	雑貨商	無償提供（8日分）		
○月○日	30,000	同	机、イス代	同 西久保140	茅ヶ崎家具店	小売業			

小計(3件)	142,000							
イ 集合会場費								
○月○日	5,000	選挙運動	会場使用料	茅ヶ崎市芹沢10	甲野 丙郎	貸室業	○月○日	
○月○日	8,000	同	会場使用料	同 平和町33-5	株式会社 A B ホール	会館業	○月○日	
小計(2件)	13,000							
計(5件)	155,000							
(3) 通信費								
○月○日	4,000	立候補準備	切手代50枚	茅ヶ崎市新栄町13-20	茅ヶ崎郵便局			
○月○日	6,000	選挙運動	通話料	同 東海岸北1-4-62	N T T 茅ヶ崎支店			
計(2件)	10,000							
(4) 交通費								
○月○日	1,000	選挙運動	実費弁償	寒川町〇〇〇〇	寒川 一郎	会社員		A~B間
○月○日	2,000	同	実費弁償	東京都〇〇〇〇	東京 富士子	会社員		C~D間
○月○日	2,000	同	タクシー代	茅ヶ崎市南湖1-3-12	(株)茅ヶ崎タクシー	タクシー業		
計(3件)	5,000							

・各支出について、添付された領収書の写し等と記載が合致しているか
・ア 選挙事務所費、イ 集合会場費等それぞれの計及び家屋費の合計を記載

《参考》計上する必要がない支出例

- ・選挙運動用自動車を使用するために要した支出（借上料、ガソリン代、運転手代など）
- ・候補者が乗用する船車等のために要した支出（候補者が使用したタクシー代など）
→ 選挙運動用自動車以外の支出及び候補者以外が使用したタクシー代は、計上する。

月 日	金額又は 見積額 (円)	区 分	支出の目的	支 出 を 受 け た 者		職 業	金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名			
(5) 印刷費								
○月○日	472,500	立候補準備	選挙運動用 ポスター印刷	藤沢市藤沢100	藤沢印刷(株)	印刷業		350枚
○月○日	25,920	同	選挙運動用 ビラ印刷	茅ヶ崎市〇〇〇	(株)えぼし印刷	印刷業		8,000枚
○月○日	80,000	同	選挙運動用 はがき印刷	同	同	同		
計(3件)	578,420							
			公費負担がある場合 ・日付は、引渡日を記載 ・金額は、契約金額 ・「備考」欄に枚数を記載 ・「支出のうち公費負担相当額」欄にも同様の記載					
(6) 広告費								
○月○日	80,000	立候補準備	選挙事務所 看板代	平塚市〇〇〇〇	平塚 次郎	塗装業		看板3枚
○月○日	70,000	同	自動車 看板代	同	同	同		看板2枚
○月○日	90,000	同	拡声機 借上代	茅ヶ崎市柳島9-6-5	山坂電機(株)	電気 工事店		
計(3件)	240,000							

(7) 文具費								
○月○日	55,000	立候補準備	コピー用紙 等事務用品	茅ヶ崎市新栄町21-6	茅ヶ崎文具店	小売業		
○月○日	65,000	同	コピー機 借上代	横浜市中区〇〇〇	(株)複写リース	リース業		
計(2件)	120,000							
(8) 食糧費								
○月○日	15,000	選挙運動	茶菓代	茅ヶ崎市十間坂9-6-5	十間坂商店	小売業		
○月○日	7,500	同	実費弁償	茅ヶ崎市元町50-10	冬山 秋夫	会社員		1,500円×5食
○月○日	15,000	同	弁当代	茅ヶ崎市幸町6-18	(有)幸弁当	飲食業		
計(3件)	35,000							
(9) 宿泊費	20,000	選挙運動	宿泊費	茅ヶ崎市茅ヶ崎2-5-1	(株)姥嶋ホテル	ホテル業		
(10) 雑費								
○月○日	5,000	選挙運動	電気料	平塚市紅谷町2-3-25	東京電力 平塚営業所			
○月○日	10,000	同	灯油代	茅ヶ崎市茅ヶ崎8-9-1	茅ヶ崎燃料(株)	燃料販売 店		
○月○日	2,000	同	水道代	茅ヶ崎市本村3-5-2	県企業庁 水道局			
○月○日	1,000	同	新聞代	茅ヶ崎市菱沼1-6-4	(株)湘南新聞	新聞販売		
計(4件)	18,000							

計	立候補準備のための支出	974,420	}						
	選挙運動のための支出	577,000							
	計	1,551,420							
前回計	立候補準備のための支出								
	選挙運動のための支出								
	計								
総額	立候補準備のための支出	974,420	}						
	選挙運動のための支出	577,000							
	総計	1,551,420							

種別ごとの合計

1回目は「総額」＝「計」

支出のうち 公費負担 相当額	項 目	単 価 (A)	枚 数 (B)	金 額 (A) × (B) = (C)
	選挙運動用通常葉書の作成	円	枚	円
	ビラの作成	8.38円	16,000枚	134,080円
	ポスターの作成	1,491円	350枚	521,500円
	計			655,580円

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 〇 月 〇 日

提出日以前の日付

住所 茅ヶ崎市本村2丁目1番20号
出納責任者 氏名 姥 島 海 夫

《領収書を徴し難い事情があった支出の明細書の記載例》

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額 (円)	区 分	支 出 の 目 的	領収書その他の支出を証すべき 書面を徴し難かった事情
○月○日	472,500	立候補準備	選挙運動用ポスター印刷	公費負担のため
○月○日	25,920	同	選挙運動用ビラ印刷	同
○月○日	20,000	選挙運動	労務費	無償提供のため
○月○日	80,000	同	選挙事務所借り上げ	同

- 1 令和8年11月1日執行 茅ヶ崎市長選挙
- 2 公職の候補者 住所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
氏名 茅ヶ崎 一郎
- 3 出納責任者 住所 茅ヶ崎市本村2丁目1番20号
氏名 姥島 海夫

備考 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記してください。

2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載してください。

3 金融機関の振込みを領収書の代わりとする場合には、この様式に記載の上、金融機関の振込みの写しを添付してください。（「振込明細書に係る支出目的書」でも可）

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
広告費	選挙事務所看板代

- 1 令和8年11月1日執行 茅ヶ崎市長選挙
- 2 公職の候補者 住所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号
氏名 茅ヶ崎 一郎
- 3 出納責任者 住所 茅ヶ崎市本村2丁目1番20号
氏名 姥島 海夫

- 備考
- 1 「支出の費目」の欄は、収支報告書に記載した支出の費用（「人件費」等）を記載してください。
 - 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝礼、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載してください。
 - 3 支出の目的に対応する振込書の写しと併せて提出してください。

委 任 状

住 所 茅ヶ崎市茅ヶ崎1丁目1番1号

氏 名 茅ヶ崎 一郎

生年月日 平成元年1月1日

私は、上記の者に令和8年11月1日執行茅ヶ崎市長選挙に係る
立候補関係の届出、選挙運動関係の届出、立会人関係の届出及び公費
負担関係の届出に関する一切の事務を委任します。

令和8年10月25日

住 所 茅ヶ崎市本村3丁目4番5号

氏 名 甲山 一郎 ㊞

(記載上の注意事項)

委任者の氏名欄は、委任者本人の署名又は記名・押印としてください。